

## 公益財団法人船橋市福祉サービス公社役員等の報酬等及び費用の支給基準に関する規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人船橋市福祉サービス公社定款第30条及び第14条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用の支給に関し、必要な事項を定める。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (2) 常勤の役員とは、役員のうち公益財団法人船橋市福祉サービス公社（以下「この法人」という。）を主たる勤務場所とする者であって、定款第23条第3項に定める常務理事をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第14号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤費、交通費、出張旅費（日当、宿泊費等を含む。）及び手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等の職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤の役員の報酬は、年額900万円以下とし、月額については理事会の決議により定める。
- 3 非常勤の役員及び評議員が理事会又は評議員会に出席したときの報酬は、別表第1に掲げるとおりとする。
- 4 監事の報酬は、前項に定めるもののほか、別表第2に定める報酬を支給することができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、役員等には、賞与及び退職手当を支給しない。

### (常勤の役員の報酬の支給)

第4条 常勤の役員の報酬は、その選任された日から支給する。

- 2 常勤の役員が任期満了又は辞職により当該役員でなくなったときは、その日まで報酬を支給する。
- 3 常勤の役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合において、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬は、その月の日数を基礎として日割によって計算する。

### (報酬の支給方法)

第5条 常勤の役員の報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、支給日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、繰り上げて支給することができる。

- 2 非常勤の役員及び評議員の報酬は、理事会若しくは評議員会に出席し、又は監査業務

を行った都度支給する。

3 報酬は現金により本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことができる。

(通勤費)

第6条 常勤の役員が通勤のため交通機関等を利用し、かつ、その運賃等を負担することを常態とするときは、公益財団法人船橋市福祉サービス公社給与規程第19条に規定する通勤手当相当額を支給する。

(費用)

第7条 役員等がその職務執行にあたり負担した費用（理事会又は評議員会への出席に要する交通費を除く。）については、これを請求があった日から遅滞なく支払うものとし、概算払又は前金払をもって支払いをする必要がある費用にあつては、概算払又は前金払をすることができる。この場合、当該費用が出張旅費であるときは、公益財団法人船橋市福祉サービス公社旅費規程に基づき計算した額とし、手数料その他の費用については実費相当額とする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬及び費用の支給に関し、必要な事項は理事長が定める。

附則

この規程は、この法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

職 名	報 酬
理 事	日 額 13,000円
監 事	日 額 13,000円
評 議 員	日 額 13,000円

別表第2

職 名	報 酬
監事(公認会計士又は税理士)	監査業務1日につき一人66,000円
監事(公認会計士又は税理士以外)	監査業務1日につき一人33,000円